資料 2-1

地域密着型サービス事業所について

地域密着型サービス運営委員会について

1:地域密着型サービス運営委員会とは

市町村は、介護保険法第78条の2第7項等の規定により、地域密着型サービス事業者の指定等を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村の被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な措置を講じることとされています。

この措置として、地域密着型サービスの運営に関する委員会(以下「地域密着型サービス運営委員会」といいます。)を市町村ごとに設置することとされています。

2:北本市における設置について

本市における地域密着型サービス運営委員会は、北本市地域包括支援センター運営協議会が当該運営委員会を兼ねて運営しています。

3:役割について

地域密着型サービス運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、 又は行わないこととしようとするとき、②市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対して意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議することとされています。

【参照:全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料(平成17年9月26日開催)】

<参 考>

北本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (抜粋)

(地域密着型サービス運営委員会)

第9条 協議会は、地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。) を兼ねるものとする。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- (2) 地域密着型サービスの指定に関する事項
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関する事項
- (4) その他市長が必要であると認める事項

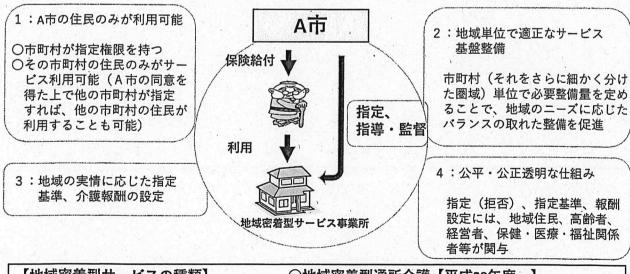
介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	 ◎居宅介護サービス (訪問サービス] (適所サービス] (適所サービス] (適所介護(デイサービス) (適所力の護(デイサービス) (適所リハビリテーション (適所リハビリテーション (短期入所サービス] (短期入所生活介護(ショートステイ) (ショートステイ) (知知入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○布護老人福祉施設 (の介護老人保健施設) (の介護療養型医療施設) (の介護医療院) 	 ○地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○が規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○がループホーム) ○地域密着型付護老人福祉施設 入所者生活介護 ○居宅介護支援
予防給付を行うサービス	 ②介護予防サービス (箇所サービス] (通所サービス] (通所サービス] (通所リハビリテーション (通所リハビリテーション (回所リハビリテーション (短期入所サービス] (分護予防短期入所生活介護(ショートステイ) (ショートステイ) (分護予防短期入所療養介護 (介護予防特定施設入居者生活介護 	◎地域密着型介護予防サービス○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)◎介護予防支援

このほか、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型 (=地域密着型サービス)を創設した。



- 【地域密着型サービスの種類】
- ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ○夜間対応型訪問介護
- ○小規模多機能型居宅介護
- ○地域密着型特定施設入居者生活介護
- ○地域密着型通所介護【平成28年度~】
- ○認知症対応型通所介護 (認知症デイ)
- ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ○看護小規模多機能型居宅介護

(1) 地域密着型サービス事業所の指定状況について

ア現状

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(令和3年8月1日時点)

"	Received the second sec		(1014010)	- 1 3 /111/
	法人名 事業所名	事業所所在地	ユニット数	定員 (人)
1	メディカル・ケア・サービス株式会社 愛の家グループホーム北本	中丸4丁目118番地2	3	2 7
2	株式会社あすなろホーム あすなろホーム北本	中丸4丁目51番地5	3	27
3	株式会社寿エンタープライズ グループホーム北本	緑3丁目16番地	2	18
4	株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	中丸7丁目52番地1	2	18
	定	員合計:90人		

② (介護予防) 認知症対応型通所介護

(令和3年8月1日時点)

	the state of the s			10 10 1 0 /1 - 1	
	法人名 事業所名	事業所所在地	単位数	利用定員 (人)	備考
1	株式会社あすなろホーム あすなろホーム北本	中丸4丁目51番地5	1	6	1日型 共用型

③ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(令和3年8月1日時点)

刀 设了 的 / 小		(令和3年8月1日時息)
法人名 事業所名	事業所所在地	登録定員(人) 通い定員(人) 泊まり定員(人)
有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら	東間6丁目131番地	2 5 1 5 5
有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら別館 (サテライト型)	東間6丁目106番地	18 12 5
株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	中丸7丁目52番地1	2 9 1 5 9
生活協同組合コープみらい 小規模多機能ホームコープ夢みらい北本	下石戸下1512番1	2 9 1 8 6
	法人名 事業所名 有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら 有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら別館 (サテライト型) 株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート	法人名事業所名有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら東間6丁目131番地有限会社ニューズコーポレーション 小規模多機能ケアあおぞら別館 (サテライト型)東間6丁目106番地株式会社ひまわりケアサポート 北本ひまわりケアサポート中丸7丁目52番地1生活協同組合コープみらい下石戸下1512番1

④ 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

(令和2年8月1日時点)

3	上	机心间,随时从心里的问灯酸有酸	(元和2年0月1日時間)		
13.		法人名 事業所名	事業所所在地		
V	1	有限会社ニューズコーポレーション 定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア	東間6丁目131番地		

^{*} 当該サービスに係る定員の上限規定はありません。

⑤ 地域密着型通所介護

(令和3年8月1日時点)

	法人名	事業所所在地	単位数	利用	備考
	事業所名	平米/////1111/11	中亚奴	定員	1/用-专
				(人)	
1	撫でし子株式会社 なでしこ365北本	中丸1丁目101番地	1	1 3	1 日型
2	有限会社磯部クオリティーサービス 介護予防フィットネスあゆみ北本店	中央1丁目62番地	2	1 8	半日型 (機能訓練特化型)
3	生活協同組合コープみらい コープみらい北本デイサービスセンター	下石戸下1512-1	1	18	1日型
4	株式会社寿エンタープライズ デイサービスセンター北本	緑3-16	1	18	1日型
		利用定員合計 74人		11/4	

*単位数 : 事業所がサービスを提供する単位の数を意味します。

*利用定員:事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限を意味します。

イ 令和2年度実績

① 市内事業所の新規指定について 新規事業所:なし

②市内事業所の指定更新について

更新事業所: 2事業所

サービス種別	事業所名	指定年月日
地域密着型通所介護	介護予防フィットネスあゆみ北本店	令和2年8月1日
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ケア あおぞら別館	令和3年3月1日

③市内事業所の休止及び廃止について

休止事業所:1事業所

廃止事業所:なし

サービス種別	事業所名	休止年月日
地域密着型通所介護	特別養護老人ホームさくら苑	令和3年4月1日

④市外事業所の新規指定について

新規事業所:なし

⑤市外事業所の更新指定について

更新事業所:なし

(2) 令和2年度地域密着型サービス事業所の運営状況等について

ア 市内事業所の利用者数の動向・稼働状況について

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 [グループホーム]

※表中()内は令和元年度実績

事業所名		あすなろホーム	愛の家グループホーム	グループホーム	北本ひまわり
1		北本	北本	北本	ケアサポート
	新規入所者	6人(3人)	4人 (4人)	7人 (6人)	6人 (8人)
	退去者	6人(2人)	7人 (3人)	10人(6人)	7人 (8人)
	<退去理由>				
7	死亡	2人(1人)	2人 (0人)	5人 (4人)	6人 (7人)
层	施設入所	0人(0人)	5人(3人)	1人(1人)	0人(1人)
者	長期入院	4人(1人)	0人(0人)	4人(1人)	1人(0人)
入居者状況	在宅	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)
	(参考)利用定員	27人	27人	18人	18人
	(参考)				
	令和3年7月10日 時点入居者数	27人	26人	15人	18人

② (介護予防) 認知症対応型通所介護

※表中()内は令和元年度実績

	事業所名	あすなろホーム北本
	新規利用者	4人(3)
	中止者	3人(2)
	<中止理由>	
登	死亡	1人(1)
登録者状況	施設入所	1人(0)
北	長期入院	1人(1)
況	その他	0人(0)
	(参考) 定員	6人
	(参考)	4人
	令和3年3月末時点利用者数・利用状況	1日平均 2.3人

③ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

※表中()内は令和元年度実績

	事業所名	小規模多機能ケア あおぞら	小規模多機能ケア あおぞら別館	北本ひまわり ケアサポート	小規模多機能ホーム コープ夢みらい北本
	新規利用者	16人(3人)	3人(2人)	0人(1人)	13人(15)
	中止者	16人(5人)	6人 (2人)	1人(3人)	8人(10)
	<中止理由>				
	死亡	7人 (1人)	2人(0人)	1人(0人)	1人(1)
	施設入所	2人(2人)	2人(1人)	0人(2人)	4人(5)
	長期入院	2人(2人)	1人(1人)	0人(0人)	2人(2)
登	在宅	2人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0)
登録者状況	その他	3人 (0人)	1人 (0人)	0人(1人)	1人(2)
	(参考)登録定員	25人	18人	29人	2 9人
	(参考)	14人	13人	5人	1 3人
	令和3年3月末時	通い1日平均 9人	通い1日平均 5.8人	通い1日平均 0.6人	通い1日平均 5人
	点登録者数・利用	訪問1日平均 2.4人	訪問1日平均 2人	訪問1日平均 3人	訪問 1 日平均 6.8
	状況	泊まり1日平均 3.2人	泊まり1日平均 0人	泊まり1日平均 3人	泊まり1日平均 0.1ノ

④定期巡回·随時対応型訪問介護看護

※表中()内は令和元年度実績

事業所名		定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア	
	新規登録者	18人(9人)	
	中止者	11人(7人)	
ZV.	<中止理由>		
登録者状況	死亡	1人(2人)	
者	施設入所	4人(2人)	
状况	長期入院	4人(2人)	
DL	在宅	2人(1人)	
	(参考)		
	令和3年3月末時点	2 3 人	
	登録者数・利用状況	定期訪問:791件、随時対応:0件、随時訪問:0件	

※定期訪問とは:訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の

世話を行います。

※随時対応とは:随時、オペレーターが利用者・家族等からの通報を受け、通報内容等をもとに、①相談接

助②訪問介護員等の訪問③看護師等による対応の必要性を判断します。

※随時訪問とは:随時対応等により、利用者の居宅を訪問し、日常生活の世話等の支援を行います。

⑤地域密着型诵所介護

※表中()内は令和元年度実績

	事業所名	特別養護老人	なでしこ	介護予防	コープみらい北本	デイサービス
		ホーム	365北本	フィットネス	デイサービスセンター	センター北本
		さくら苑		あゆみ北本店		
	新規利用者	3人 (3人)	9人 (9人)	10人(8人)	· 17人(12人)	5人 (一)
	中止者	5人 (5人)	11人(1人)	21人(6人)	16人(20人)	10人(-)
	<中止理由>					
	死亡	1人(1人)	0人(0人)	4人(0人)	2人 (5人)	3人(一)
登	施設入所	2人 (2人)	7人 (1人)	8人(4人)	5人 (2人)	4人 (一)
録	長期入院	1人(1人)	2人 (0人)	3人(1人)	3人 (5人)	2人 (一)
登録者状	その他	1人 (1人)	0人(0人)	6人 (1人)	6人(8人)	1人(一)
況	(参考) 定員	10人	10人	15人	18人	10人
	(参考)	TO THE				
	令和3年3月末	16人	16人	38人	41人	24人
	時点利用者数・	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均
	利用状況	6.7人	7.2人	AM9.3人PM4.7人	15人	10.8人

イ 市内事業所の運営推進会議 (介護・医療連携推進会議) の実施状況について

「運営推進会議」・「介護・医療連携推進会議」(以下「運営推進会議等」と言います。)とは、以下の根拠規 定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供 しているサービス内容を明らかにすることで次に掲げる事項を達成することを目的としています。

①事業所運営の透明性の確保すること

②サービスの質の確保、向上を図ること

③事業所による「抱え込み」を防止すること ④地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと

【根拠規定】

○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成18年厚生労働省令第34号)

○「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定

(平成18年厚生労働省令第36号)

○「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」 (平成18年3月31日老計発第0331004(略) 厚生労働省老健局計画課(略) 通知)

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 [グループホーム]

基準省令の規定による開催頻度: 概ね2か月に1回以上

	あすなろホーム北本	愛の家グループホーム北本	グループホーム北本	北本ひまわりケアサポート
第1回	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第2回	令和2年7月	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第3回	感染予防のため中止	令和2年8月	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第4回	感染予防のため中止	令和2年10月	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第5回	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第6回	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止

※感染予防のため中止した場合も、書面にて報告を行っています。

② (介護予防) 認知症対応型通所介護

基準省令の規定による開催頻度: 概ね6か月に1回以上

	あすなろホーム北本
第1回	新型コロナウイルス感染予防のため中止
第2回	令和2年7月
第3回	新型コロナウイルス感染予防のため中止
第4回	新型コロナウイルス感染予防のため中止
第5回	新型コロナウイルス感染予防のため中止
第6回	新型コロナウイルス感染予防のため中止

※感染予防で中止した場合も、書面にて報告は行っています。

③ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

基準省令の規定による開催頻度: 概ね2か月に1回以上

	小規模多機能ケア		北本ひまわりケアサポート	小規模多機能ホーム
	あおぞら	あおぞら別館		コープ夢みらい北本
第1回	感染予防0	つため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第2回	感染予防のため中止		感染予防のため中止	感染予防のため中止
第3回	感染予防のため中止		感染予防のため中止	感染予防のため中止
第4回	感染予防0	つため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第5回	感染予防0	ため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第6回	感染予防0	ため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止

※感染予防で中止した場合も、書面にて報告は行っています。

④定期巡回·随時対応型訪問介護看護

基準省令の規定による開催頻度: 概ね6か月に1回以上

	定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア				
第1回	新型コロナウイルス感染予防のため中止				
第2回	新型コロナウイルス感染予防のため中止				

⑤地域密着型通所介護

基準省令の規定による開催頻度:概ね6か月に1回以上

	特別養護老人ホームさくら苑	なでしこ 365 北本	介護予防フィット ネスあゆみ北本店	コープみらい北本	デイサービスセンター北本
第1回	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止
第2回		感染予防の ため中止	感染予防の ため中止	感染予防の ため中止	感染予防の ため中止

[※]感染予防で中止した場合も、書面にて報告は行っています。

ウ 外部評価の実施状況について

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) は、基準省令第97条等により、1年に1回以上は自ら提供する介護サービスの質の評価を実施し、外部の者 (都道府県が選定した評価機関) による評価を受け、常にその改善を図らなければならないこととされています。なお、5年間継続して外部評価を実施している等の一定の要件を満たす場合は、その実施回数を2年に1回とする緩和措置が設けられています。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、基準省令第3条の37等により、1年に1回以上、自ら提供する介護サービスの質の評価を実施し、外部の者(運営推進会議/介護・医療連携推進会議)による評価を受け、常にその改善を図らなければならないこととされています。

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 [グループホーム]

	あすなろホーム北本	愛の家グループホーム北本	グループホーム北本	北本ひまわりケアサポート
実施状況	なし (緩和要件該当)	令和3年2月	令和3年3月	なし (緩和要件該当)

② (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

	小規模多機能ケア	小規模多機能ケア	北本ひまわり	小規模多機能ホーム
	あおぞら	あおぞら別館	ケアサポート	コープ夢みらい北本
実施状況	感染予防のため 中止	感染予防のため 中止	感染予防のため中止	感染予防のため中止

③定期巡回·随時対応型訪問介護看護

	定期巡回随時対応型訪問介護看護ゆうゆうケア
実施状況	感染予防のため中止

④地域密着型通所介護

当該サービスにおいては、基準省令に外部評価に係る規定がありません。

(3)地域密着型サービス事業者指定更新の報告について

1 地域密着型通所介護について

(参考)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第19条(基本方針)

地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

※平成28年4月1日から、小規模な通所介護(利用定員18人以下)は、 地域密着型サービスに位置付けられている。

2 地域密着型通所介護事業所の概要について

	フリガナ	ユウゲ	ンカイシ	ヤイソ・	ベクオリー	ティーサー	ービス				
申	名称	有限会	有限会社 磯部クオリティーサービス								
申請者	事務所の所在地	〒365-0077 埼玉県鴻巣市雷電2丁目1-3									
	代表者の職名・氏名	取締役									
	サービス種別	地域密	地域密着型通所介護								
事	フリガナ	カイゴ	ヨボウフィ	ィットネス	スアユミニ	キタモト	テン				
事業所	名 称	介護予	介護予防フィットネスあゆみ北本店								
	所在地	〒36	4-003	3 1 北2	本市中央	1丁目6:	2番地				
2 24	************************************	生活村	目談員	介護	職員	看護	職員	機能訓絲	東指導員		
化多	そ 日の 職性・ 貝奴	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	常勤(人)		1	1							
	非常勤(人)	ALC:		5	F.P.	1		1	N. Marie		
	土地及び建物	口自己的	折有 □-	-部自己的	所有 ☑信	地/借家	₹				
设備	食堂及び機能訓練室の 合計面積	63.									
	非常災害設備	消火器、	誘導灯	Constant	8-10-2-E	و مراضون از					
	営業日	月~金、祝(12/31~1/3を除く)									
Ŧ	営業時間	8:30	0~17:	30							
軍営	サービス提供時間	①9:	10~12	2:20	213:	30~	6:40	0			
	利用定員	18名			100						
	通常の事業実施地域	北本市					(- 14-g)				
	事業開始年月日	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	5年8月1 8年4月1			所介護)					
		一个戏名(7 - 7 / 1	H (1)	и III / II - III						

3 小規模多機能型居宅介護について

(参考)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第62条(基本方針)

指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

4 小規模多機能型居宅介護事業所の概要について

	フリガナ	ユウゲンナ	コイシャニュ	ーズコーホ	ポレーション	,				
ph ph	名称		有限会社ニューズコーポレーション							
申請者										
者	事務所の所在地	〒364-0031 埼玉県北本市中央3-71-4								
	代表者の職名・氏名	代表取締役	代表取締役 平尾 良雄							
	サービス種別	小規模多機能型居宅介護								
事	フリガナ	ショウキホ	ドタキノウケ	アーアオソ	「ラベッカン					
事業所	名 称	小規模多機	能ケア あ	おぞら別館			V			
	所在地	〒364-0007 北本市東間6丁目106番地								
124 H	に におい におい におい におい におい におい におい にお	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員				
1处方	そ 日の 戦性・ 貝奴	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務			
	常勤(人)		2		1					
0 11 AV	非常勤(人)	10								
	土地及び建物	☑自己所有	口一部自	己所有口	借地/借家					
設備	居間及び食堂の合計面 積	42. 23 m²								
VA	非常災害設備	防火カーテン、消火器、非常用照明、誘導灯、スプリンクラー、自動 火災報知機、消防署機関へ通報する火災報知設備								
	営業日	年中無休								
væ:	営業時間	2 4 時間								
運営	登録定員	25名								
-	通所サービス利用定員	15名								
通常の事業実施地域 北本市										
17	事業開始年月日	平成27年	3月1日							
	指定有効期限		- /							

(4) 地域密着型サービス事業の休止について

令和2年5月1日以降に休止の事業は下記のとおりです。

① 事業所の概要

法人名	社会福祉法人徳慈会
事業所名称	特別養護老人ホームさくら苑
事業所所在地	北本市深井5-67
事業開始年月日	平成12年3月1日(通所介護)
	平成28年4月1日(地域密着型通所
	介護)
定員	10人

- ② 休止年月日 令和3年4月1日
- ③ 休止の理由 利用者が少ないため。
- ④ 利用者への措置等 利用者数:6名に対し、他者が運営する事業所等へ引継ぎを実施。

(5) 地域密着型サービス事業の廃止について

令和2年5月1日以降に廃止の事業はありませんでした。